

愛川町火災予防条例の一部改正（案）の概要

1 条例改正の背景・目的

平成20年10月1日、大阪市浪速区の個室ビデオ店において、死者15名、負傷者10名という重大な人的被害を伴う火災が発生しました。

これを踏まえ、総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」において検討がなされ、火災の被害が拡大した要因は、通路側に開放されたままになっていた扉が避難障害となり、かつ、煙により視界が利かない中で、開放された扉により避難の方向を見失ったものと考えられることから、個室ビデオ店等の個室の扉は出入りの際に自動的に閉鎖状態となるように措置をする必要があるとの考え方が示されました。

個室の外開き戸が自動的に閉鎖するよう措置することについては、各自治体の火災予防条例の一部改正に係る事項であることから、全国消防長会において審議、検討した結果、「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案」が取りまとめられました。

これを受けて、本町においても同様の火災による人的被害を未然に防ぐことを目的として、愛川町火災予防条例の一部改正を行なうものです。

2 改正の内容

カラオケボックス等の個室型店舗の個室に設置されている外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、災害時に、戸が開放された状態のままでは、避難上の障害になるとともに、特に、煙の中で視界が利かない場合にあつては、避難の方向を見失う原因にもなり得ることから、個室の外開き戸が自動的に閉鎖状態となるような措置を講じなければならない旨の規定を追加するもの。

3 条例の新旧対照表

別添のとおり

4 施行について

平成22年8月1日

◎愛川町火災予防条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(ディスコ等の避難管理)</p> <p>第 37 条の 2 略</p>	<p>(ディスコ等の避難管理)</p> <p>第 37 条の 2 略</p>
	<p><u>(個室型店舗の避難管理)</u></p> <p>第 37 条の 3 <u>カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するもの</u>にあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第 42 条 第 35 条から第 36 条の 2 まで及び第 37 条の 2 から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又は<u>ディスコ等</u>の用途に供する場合について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 42 条 第 35 条から第 36 条の 2 まで及び第 37 条の 2 から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場、<u>ディスコ等又は個室型店舗</u>の用途に供する場合について準用する。</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事</u>中の個室型店舗のうち、改正後の第 37 条 3 の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成 23 年 7 月 31 日までの間は、適用しない。</p>